

平成30年10月12日

津山市産業経済部仕事・移住支援室  
電話（0868）24-3633

### 津山圏域雇用労働センターの指定管理者の候補者の選定結果について

津山市では、「津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、「津山圏域雇用労働センター」（平成31年4月1日管理開始予定）の指定管理者の候補となる団体（以下「指定管理候補者」という。）について、指定管理候補者を特定し、学識経験者等で構成する指定管理者審査委員会における意見聴取の結果、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

なお、選定された指定管理候補者については、指定管理候補者を指定管理者とする議案を12月議会へ付議し、可決された場合には、指定期間開始時から本施設の運営に当たることとなります。

### 記

#### 1 施設概要

##### (1) 施設名

津山圏域雇用労働センター

##### (2) 所在地

津山市山下9番地1

##### (3) 施設規模等

敷地面積 1372.38平方メートル

述べ床面積 1804.27平方メートル

#### 2 指定管理候補者

##### (1) 団体名

津山広域事務組合

##### (2) 代表者名

管理者 津山市長 谷口 圭三

##### (3) 主たる事務所の所在地

津山市山下9番地1

#### 3 指定期間（予定）

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 4 審査委員会

(敬称略)

役職	氏名	役職等
委員長	玉置晃隆	津山市産業経済部長
委員	小山京子	美作大学教授
	津村政人	日本政策金融公庫津山支店支店長
	河野茂夫	津山市産業経済部企画調整官
	梅原高之	津山市産業経済部経済政策課長

## 5 選定の概況

### (1) 選定理由について

津山圏域雇用労働センターは、組合構成市町村（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町）の雇用の安定と勤労者福祉の推進を図り、もって産業の振興に寄与することを目的として設置した施設です。「津山圏域雇用労働センター条例」で認められた入居団体であり、施設の利用形態が業務と密接に関連していることから、「津山広域事務組合」が引き続き運営することが最も合理的であり、学識経験者等で構成する指定管理者審査委員会における意見聴取及び審査の結果、当該施設については公募を行わず「津山広域事務組合」を指定管理候補者に選定しました。

### (2) 審査結果

審査結果については以下のとおりです。

審査基準	配点	候補者
運営経費	20点	4.0
申請団体	10点	9.0
管理運営方針	30点	26.4
事業実施計画等	35点	28.2
サービス提供体制	25点	20.2
その他事項	10点	6.6
合計	130点	94.4点

※評価点数は、審査委員の平均値とする。

※評価点は94.4点であり、一定水準（130点×60%=78点）以上の評価点に達している。